

# 厳しい短期財政に ご理解とご協力を

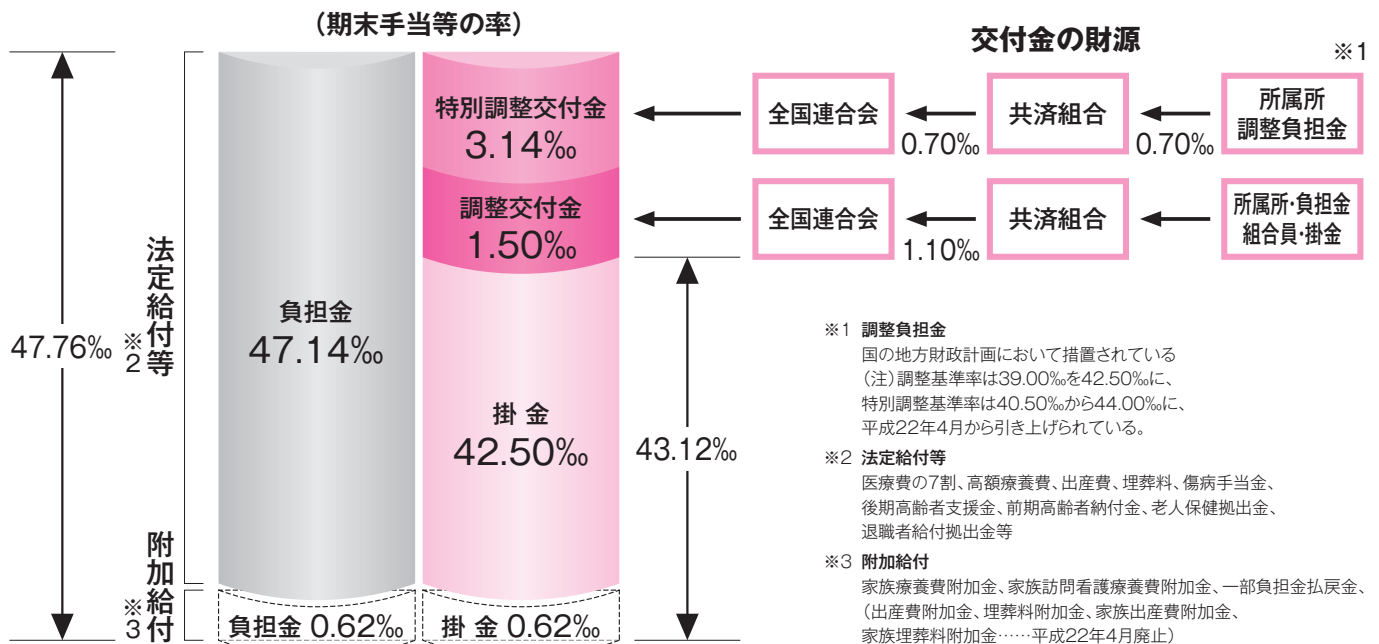
各都道府県の市町村職員共済組合  
間での掛金率の格差を是正するため、全  
国市町村職員共済組合連合会において  
財政調整・特別財政調整事業を行って  
おり、一定の掛金率を超えた場合、同事業  
から交付金を受けることとなります。  
当共済組合では平成14年度から、調整  
交付金を受け、平成15年度から平成22  
年度においても調整交付金と特別調整  
交付金を受けています。これらの交付金  
は掛金に充当しますので、皆さんの掛金  
はその分軽減されますが、財源率は、全  
国平均を大きく上回っています。この交  
付金の財源は、各都道府県市町村職員  
共済組合の組合員の掛金と所属所の負  
担金等で賄われています。このため、交付  
金を受けると附加給付の基礎控除額を  
自由に設定できないという制約（現行、  
2万5千円：当共済組合は平成17年4  
月診療分から引き上げ）があります。

当共済組合は、被扶養者総数を組合  
員総数で除した扶養率（平成20年度）  
が、全国の共済組合のなかで第4位、組  
合員1人当たりの年間医療費総額が組  
合員で第1位、被扶養者でも第1位とい  
う高い順位です。被扶養者の医療費は組  
合員全体で負担するため、被扶養者が多  
く扶養率が高いと組合員の負担が重く  
なります。また1人当たりの医療費が高  
額なことや、後期高齢者支援金・前期高  
齢者納付金・退職者給付拠出金等が短  
期財政を圧迫しています。皆さんも健康  
に留意され医療費の節約にご協力くだ  
さるようお願いいたします。



## 平成22年4月からの短期掛金・負担金率と交付金

短期掛金率	期末手当等の率		毎月の率
	一般・特定消防	43.12%	53.90%
特別職・市町村長	43.12%	43.12%	



## 共済組合定款に規定する 特定保険料率に相当する 財源率について

奈良県市町村職員共済組合定款第40条第2項の規定に基づき、当共済組合の「平成22年度における特定保険料率に相当する財源率」を次のとおり表記します。

これは、共済組合の支出する後期高齢者支援金等の拠出金が、高齢者に対してどの程度の支援を行なっているかについて組合員の理解を深めることを目的として、特定保険料率に相当する財源率を平成21年度から毎事業年度において周知することとされています。

定款上の短期財源率 (所要財源率)	95.52%
95.52%の内	
前期高齢者納付金	20.51%
後期高齢者支援金	15.00%
病床転換支援金	0.01%
老人保健・ 退職者給付拠出金	3.07%
内 合 計	38.59%

(定款上の短期財源率に占める割合 40.40%)

## 40歳以上65歳未満の組合員の皆さんへ 平成22年度の 介護掛金率が決定しました

医療保険者である共済組合は、介護保険に要する費用として、40歳以上65歳未満の組合員である第2号被保険者から介護掛金を、また、所属所から介護負担金を徴収し、社会保険診療報酬支払基金へ介護納付金として納付します。社会保険診療報酬支払基金では、すべての医療保険者から集まった介護納付金を一定の交付率で全国の市町村に交付し、介護保険のサービス費用に充当しています。

平成22年度の介護掛金率は、左表のようになりました。

本年度共済組合が支払う介護納付金額  
**676,576千円**

介護掛金率		
	期末手当 等の率	毎月の率
一般・ 特定消防	5.80%	7.25%
特別職・ 市町村長	5.80%	5.80%

## 短期給付における 個人情報の 取り扱いについて

組合員及び被扶養者並びに年金受給者の皆さんの個人情報、共済組合が業務を行う上でなくてはならないものであり、その取り扱いについては共済組合の個人情報保護に関する基本方針に基づき安全に保管し、適正に取り扱うことを最大の課題と認識し事業運営を行っています。

### ●給付方法と医療費のお知らせに関する同意について

共済組合では、皆さんが医療機関の窓口で高額な自己負担額を支払った場合、組合員からの請求に基づかず、医療機関からのレセプトに基づき給付をしています。また、医療費増高対策のひとつとして、医療費や健康に関心を持っていただくことを目的に、世帯単位で医療費のお知らせを作成しています。これらの取り扱いについては、本人の同意が求められています。つきましては、次のことについて皆さんからのご異議がなければ同意されたものとみなしますのでご了承ください。

- ① 高額療養費、一部負担金払戻金等を本人の請求に基づかず支給すること
- ② 「短期給付決定及び送金通知書」(一覧表)を所属所長に送付すること
- ③ 「医療費のお知らせ」を世帯単位で作成すること

なお、①について同意されない場合は、高額療養費一部負担金払戻金等は、組合員の皆さんがその都度共済組合へ請求していただくことになります。